

スマートフォン等の適正な利用の推進について
(報 告)

令和3年3月

スマートフォン等の適正な利用推進協議会

目次

はじめに	1
I 協議会設置の目的	2
II 組織体制	2
III 協議報告	3
1 第1回スマートフォン等の適正な利用推進協議会（8月24日）	3
2 第1分科会第1回会議（9月30日）	4
3 第2分科会第1回会議（10月9日）	4
4 第1分科会第2回会議（11月11日）	6
5 第2分科会第2回会議（11月16日）	6
6 第2回スマートフォン等の適正な利用推進協議会（1月20日）	7
7 第3回スマートフォン等の適正な利用推進協議会（書面開催）	8
IV 主な現状と課題	9
V 対策の方向性	10
VI 関連施策の展開	11
1 令和2年度からの取組	11
2 令和3年度以降の取組	12
◇ 期待される役割 ー県民総ぐるみの取組をめざしてー	12
令和2年度スマートフォン等の適正な利用推進協議会 概要	13
スマートフォン等の適正な利用推進協議会設置要綱	14
委員名簿	15

はじめに

スマートフォンをはじめとする情報端末は、現代を生きる子どもたちの生活および学習において不可欠なツールとなっております。また、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンラインによる在宅学習機会の増加により、情報端末に対する期待・役割は一段と大きくなったところです。一方で、いわゆるネット依存による健康被害やSNSを介したいじめや犯罪被害、消費者トラブルなど、その弊害にも十分に留意していく必要があります。

そこで、本県においては、昨年2月議会における論議を踏まえ、子どもたちの適正な利用を健康面・生徒指導面から支援することを目的とした「スマートフォン等の適正な利用推進協議会」が県教育委員会により昨年8月に設置されました。

本協議会は、医療や法律、情報通信、教育相談等の専門家や有識者により構成するとともに、健康被害の防止等に関する「第1分科会」とネットトラブルの未然防止等に向けた生徒指導に関する「第2分科会」の二つの分科会を設け、それぞれ専門的な見地から、貴重な御意見や、建設的な御提言をいただきました。

第1回協議会においては、総意として「子どもたちが、スマートフォン等の適正利用を自分ごととして考え、主体的に取り組むことが大切である」との基本方針が示され、方針に沿った方策の具現化を図るべく、本年度、協議会を3回、分科会を各2回ずつ開催し、協議を重ねてまいりました。

この度、これまでの協議を集約する形として報告書をまとめました。

令和3年3月
スマートフォン等の適正な利用推進協議会

I 協議会設置の目的

Society5.0に向け、スマートフォンをはじめとする情報端末は、社会全体の利便性を高めるとともに、現代を生きる子どもたちの生活および学習において不可欠なツールとなっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンラインによる在宅学習機会の増加により、情報端末に対する期待・役割は一段と大きくなったところである。

一方で、ネット依存等による健康被害や、SNSを介したいじめや犯罪被害、消費者トラブルなど、その弊害にも十分に留意していく必要がある。

そこで、子どもたちが「スマートフォン等との望ましい付き合い方」を自分のこととして考え、主体的な取組ができるよう、健康面・生徒指導面から支援することを目的とした「スマートフォン等の適正な利用推進協議会」を設置する。

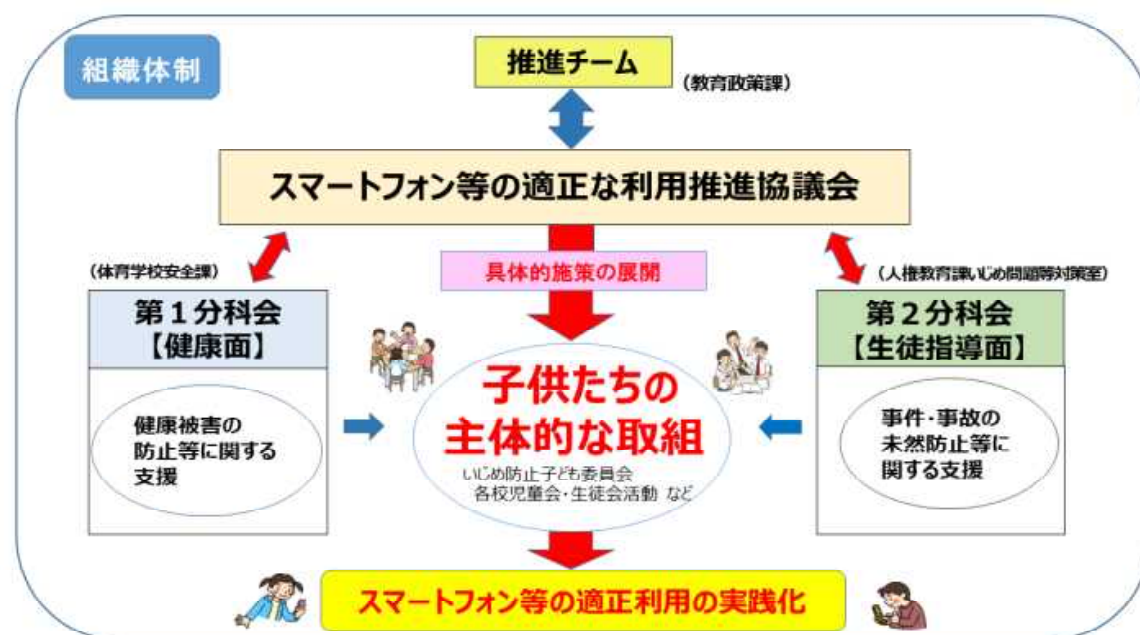
II 組織体制

「協議会」は、医療や法律、情報通信、教育相談の専門家等11名の委員で構成し、総合的な対策を取りまとめる。

さらに、二つの分科会（各委員10名）を設置し、第1分科会は「健康被害の防止等に関すること」、第2分科会は「事件・事故の未然防止等に関すること」をテーマに方策を検討する。協議会委員は、この二つの分科会にも分かれて参加する。（図1）

なお、県教育委員会事務局内に、主管課を教育政策課とする各課横断的な「推進チーム」を設置し、協議会等の運営を担当する。

図1 スマートフォン等の適正な利用推進協議会の組織体制



Ⅲ 協議報告 [協議会 3 回、分科会 4 回]

1 第 1 回スマートフォン等の適正な利用推進協議会（8 月 24 日）

役員選出（座長 阪根健二委員・副座長 奥村英樹委員）後、スマートフォン等の利用に関する現状と課題について協議する。

（1）現状と課題について

【情報通信ツールの進化】

- ・ GIGAスクール構想、EdTechの推進により、スマホなど情報通信機器を子どもが主体的に取り扱うようになる。新しい教育の可能性が広がる一方、学校現場の情報通信リテラシーの向上が必要である。

【低年齢化】

- ・ 小学校低学年段階より適切な使い方やルールを教える必要である。
- ・ 徳島市が実施したアンケート（R元年度小・中・高校生対象）の結果から、インターネット利用の低年齢化が進んでいることが判明。長時間利用の問題もある。

【依存傾向】

- ・ いわゆるネット依存症、ゲーム障がい等による健康被害の心配がある。
- ・ 依存を防ぐためには、小・中・高の各段階でどのようなことができるかを子どもたちと共に考えていく必要がある。

【トラブル増加】

- ・ スマホを使ったトラブルは増えている。知らない人とつながろうとする実態がある。（年齢が上がるに連れて）事件・事故に遭う危険性が高まっている。
- ・ 中学 1 年生でのトラブル発生が多い。スマホを与える親が利用について考える機会をもつ必要がある。

【啓発の場】

- ・ スマホ等に関係するトラブルや犯罪について、加害者も被害者も低年齢化しているため、その対策として、「スマートフォン安全教室」「IPA（情報処理推進機構）との連携事業」とともに、ゲームを通してセキュリティやモラルを学べるような仕組みを構築するなど、子どもに対する啓発の場が必要である。

（2）各分科会に向けて

- ・ 子どもたちが自分ごととして適正な利用を考えているくためには、大人が考えたルールを押しつけるのではなく自分で考えることが必要である。
- ・ 子どもたちの主体的な取組への支援について、「子どもたちが考える舞台」「子どもたちに考えさせる視点」「子どもたちが主体的に活動するための素材（コンテンツ）」の 3 つの観点をもって、今後の各分科会にて協議する。

2 第1分科会〔健康面〕第1回会議（9月30日）

第1回協議会の内容を受け、健康面からの現状・課題と対策の方向性について協議する。

（1）現状・課題と対策の方向性について

【実態把握のための調査】

- ・徳島県にはスマホ利用等に係る基礎的な資料がありそうでない。抽出でも良いので1000人くらいの規模で毎年調査する。結果の情報提供、情報公開が必要である。
- ・実施している調査に依存度についての項目を入れて実施するとよい。

【適切な教材の必要性】

- ・学校で学習したことを家庭でも親子一緒に学習することができるような教材をつくる。
- ・小学校の副教材を活用し、家庭でも取り組めるように内容を進化させる。
- ・発達段階に合ったもので、正しい知識を伝えることができるようにする。学年が上がるとともに継続的に活用できるものにする。

【児童生徒の意見交流・学びの場】

- ・他県で行っているようなサミットやイベントを実施する。
- ・モデル校を決めて順番に回していき、その取組内容を新聞に掲載し、啓発に生かす。
- ・高校生に対して、定期的な交流活動ができるワークショップのような活動を実施する。

【家庭での取組支援】

- ・家庭でのルール作りの支援や保護者への相談体制の充実を図る。
- ・健康被害についての知識がまだ十分ではない。保護者に対する継続した啓発が必要である。
- ・ネット依存の危険性を子どもや保護者、関係者のそれぞれが知らないといけない。どんな危険性があるのか、どんな影響があるのかを知らせ、共に学ぶ機会の確保が必要である。

【県全体への広報の必要性】

- ・学校、家庭だけでなく徳島県全体で取り組むといったようなPR活動を行う。（「学校ではこんなことを学ぶので、家庭でも一緒に学んでいきましょう」といったようなもの。）

3 第2分科会〔生徒指導面〕第1回会議（10月9日）

第1回推進協議会の内容を受け、生徒指導面からの現状・課題と対策の方向性について協議する。

（1）現状・課題と対策について

【スマホ・ネット利用の低年齢化】

- ・幼児のネット利用率が高い。母親が幼児に与え、子守の道具として使っていることが影響しているのではないか。
- ・ネットやスマホに小学生から依存していく背景を考える必要がある。

【SNSによる事件・事故被害】

- ・ SNS利用による犯罪被害等が減らない現状がある。
- ・ インスタグラムの利用が中・高生で増え、それに伴いインスタグラム上での被害も増加している。(SNSアプリに潜む危険性)
- ・ 子どもたちの動画視聴が増加している。動画作成や動画を利用したコミュニケーションも容易となり、加害者にも被害者にもなり得る状況である。
- ・ 子どもたちがこの危険性について、自分の問題として捉えていないことが多い現状がある。
- ・ LINEでのいじめなど、見えないところでいじめが起きている。それに対する取組について考える必要がある。

【相談窓口の工夫】

- ・ 何かあったときにすぐに相談できる体制の整備をする。
- ・ 相談窓口の周知方法として、ネットを媒体として活用する。

【学校での研修の場】

- ・ 各校でスマホの使い方について学ぶ機会を設け、犯罪被害の抑制に努める。
- ・ 研修の機会について、警察機関と連携していく。警視庁が作成している子ども向けアプリ「サイバーセキュリティ学習用ボードゲーム」を活用するなど、楽しみながら学ぶことで知識を身に付ける。
- ・ 幼児期から保護者が学ぶ機会を設け、家族で一緒に学ぶ仕組みを築く。PTA活動と連携し、大人への研修を進める。(生涯学習課との連携)

【啓発の方法】

- ・ 県民に広く周知できるような広報媒体を利用する。『スマホの使い方をみんなで考えよう!』というPR動画を作成して発信する。
- ・ 適正な利用を推進するための「スローガン」や啓発用の「マスコットキャラクター」を作成し、児童生徒から募集する。
- ・ 「いかのおすし」のように注意を促すキャッチフレーズを作成する。

【学校のカリキュラム・環境整備】

- ・ 情報モラル教育の充実を図る。
- ・ トラブルの未然防止だけでなく、起きた時にどうするのかという対処法について考えさせる授業・カリキュラムの工夫が必要である。
- ・ 適正な使い方について、楽しく学べるアプリ教材を作成する。

【児童生徒の主体的な活動】

- ・ 大人が考えるのではなく、児童生徒自らが考え、自分たちで作っていく、発信していく取組を徳島ならではの方法で考える。その取組を支援するためのスターターキットを作成し、各校へ提供する。
- ・ 高校生が中学生に、中学生が小学生に、小学生は高学年が低学年に、というように、児童生徒が主体となって情報モラルについて教える場や機会をつくる。
- ・ 生徒会がサイバーボランティアを担う。

4 第1分科会〔健康面〕第2回会議（11月11日）

第1回会議の内容をふまえ、健康面における具体的支援策について協議する。

（1）具体的な支援策について

【保護者への啓発活動の工夫】

- ・ 小学校へ入学するまでの段階で、親子で一緒に考える場を設ける。
- ・ 就学时健康診断の場を利用し、保護者に啓発リーフレットを配布する。リーフレットにQRコードを掲載し、保護者が必要な資料のWebサイトにリンクできるようにする。
- ・ 参観日に親子学習会、PTA研修会等を開催し、啓発を図る。
- ・ 保護者だけを対象にするのではなく、県民全体に対しネット依存等について伝えるCMやポスター等による広報活動を実施する。
- ・ 健康被害等に関する科学的なデータ、家庭でのルールの作り方等、保護者が知りたい内容を周知していく。
- ・ 著名な徳島県出身のYouTuberやインフルエンサーのような人、プロのゲーマーの人たちに、動画で啓発コメントをもらう。

【指導教材のバージョンアップ】

- ・ 学校で活用している副教材・ワークブック等の内容の充実化を図る。
- ・ 科学的データを示す教材を作成する。
- ・ 一人一台端末（タブレット）上で見えるコンテンツを作成する。（健康被害防止の面から自分の生活を振り返る短編シリーズもの等）
- ・ 教科横断的な年間計画、モデルプランを作成する。

【生活を振り返りチェックすることができる仕組み】

- ・ 自分の時間の使い方について考えることができるツールを開発する。例えば、寝る時間を決め、残りは自分の時間というように、ゲームをする時間や遊ぶ時間がどれくらいなのかについて自分で気付き、時間の使い方を自分で考え、決定できる内容にする。

5 第2分科会〔生徒指導面〕第2回会議（11月16日）

第1回会議の内容をふまえ、生徒指導面における具体的支援策について協議する。

（1）具体的な支援策について

【保護者への指導・啓発の充実】

- ・ 低年齢化が進む中で、幼児期の段階で保護者にアプローチし、意識向上を図る取組が必要である。
- ・ 内閣府「スマホ時代の子育て」の啓発リーフレットの配布など、教育委員会から働きかける。

【情報モラルの指導・啓発リンク集の作成】

- ・ 教師が授業等で効果的に使えるように、各省庁、関係機関が出している指導資料を整理し、目的に応じて活用できるようホームページ上にリンク集を設置する。

【スマホサミットの開催】

- ・子ども主体でスマホ利用について考える場として、サミットを開催する。
- ・リモート形式での会議など開催方法を工夫する。

【適正利用を促すキャッチフレーズ・キャラクターの作成】

- ・子どもたちが主体的に考えていくことを啓発するためのポスターや標語、キャッチフレーズ、キャラクターを、子どもたちから募集する。

【子どもが子どもに教える仕組みづくり】

- ・上級生が下級生に教える場や児童生徒が行う情報モラルの出前授業など、児童生徒が主体的に学びに取り組む場を設定する。
- ・「いじめ防止子ども委員会」の組織を活用することにより、全県的な取組にする。
- ・スターターキット（動画、手引き等）を事務局が作成し、そのキットをもとに各校が取り組めるようにする。

6 第2回スマートフォン等の適正な利用推進協議会（1月20日）

各分科会からの協議報告と具体策の提案について協議する。

（1）分科会からの報告・提案について

【低年齢化に対応した保護者への支援】

- ・健康面でのアプローチは、幼児期からの対策が必要である。子どもと保護者との関係も大切であり、親子でコミュニケーションを取ることが求められている。そのための手立ても必要である。
- ・子どもが依存傾向になってからでは、情報端末・機器と離れることが難しくなる。だからこそ、早期からの対策、指導が必要になってくる。
- ・低年齢期から親子が一緒に適正な利用について考えることができる機会や場をつくるのが大切な支援策である。子どもの成長に合わせて継続して行うことが必要である。

【保護者への啓発方法の工夫】

- ・PTA研修会で保護者向けにスマホの勉強会を開いても、参加する人は限られているという現状からも、提案にあったQRコードを掲載した啓発リーフレットは有効である。
- ・就学時健康診断や入学説明会の際に啓発ができるよう、生涯学習課などと連携して方策を考える必要がある。
- ・正しい情報をタイムリーに伝えることは重要であり、提案にあるリンク集がその役割を果たせるとよい。いつでも誰でもがそのリンク集に辿り着けるための工夫が必要である。
- ・インターネット安全教室では、一度立ち止まって考えることができるように、「STOP・THINK・CONNECT」というフレーズを使っている。

【児童生徒の主体的な活動】

- ・子どもたちが自分で考え、実行していくことで、自己統制を行えるようにする。そのために、児童生徒間で意見交流ができるワークショップやサミットのような場を積極的に設ける。お互いの取組を発表するなかで育つ力がある。
- ・各学校への出前授業等で講義をしてきたが、提案にある「上級生が下級生に教えるような機会をつくる」ことの必要性を感じている。子どもたちが受け身でなく主体的に活動できる機会が重要である。

【教員への支援】

- ・小学校の低学年からスマートフォン等との正しい付き合い方を学んでいくことが必要である。GIGAスクール構想により、情報端末がどの子にも身近になるので、QRコードで良質な教材が掲載されているサイトに簡単にリンクできる等の工夫も必要である。困った時にこのサイトを見れば良いというHPにリンク集をつくり、現場の教員の支援に繋げていく。

【一人一台端末の活用】

- ・GIGAスクール構想のスタートをうまく利用する方法もある。スタート時に利用についてのアンケートに答え、自分の使い方をチェックすることができるコンテンツを作成するなど、一人一台端末を有効活用する。

(2) 報告書の取りまとめについて

【報告書の内容等について】

- ・これまでの協議で出された現状と課題、提案をふまえて、具体的な方策について県教育委員会が知恵をしぼり、各課で連携して具体的な支援策を決定する。
- ・作成された報告書(案)をもとに第3回協議会を书面開催し、各委員の意見をふまえ、報告書は完成する。来年度から具体的な施策として実行していくという流れがよい。

【報告書の公表について】

- ・完成した報告書について、県民の誰もが目にすることができるようにホームページ上で公開するなど工夫していく。

- 7 第3回スマートフォン等の適正な利用推進協議会(3月5日 書面開催)
報告書(案)についての審議、承認を書面において行い、協議会委員の承認を経て、正式に報告書の完成とした。

IV 主な現状と課題

協議会・分科会において、スマートフォン等の利用に関する現状と課題について「健康」・「生徒指導」の二つの面から協議し、様々な意見が出された。その中で、子どもたちの適正利用という観点から解決の必要性が高いと考えられるのは、次の表1のとおりである。

表1 主な現状と課題に関する意見

分野	主な現状と課題	内 容
健康面	依存傾向	・ ネットやゲームの長時間利用の傾向が見られる。いわゆるネット依存症、ゲーム障害などによる健康被害が危惧される。
	利用の低年齢化	・ スマホ所持やネット利用の低年齢化が進んでいる。依存傾向にならないよう早期からの対策が必要である。
	視力低下・生活習慣の乱れ	・ 長時間利用による目への影響(視力低下など)が危惧される。夜間の動画視聴による生活リズムの乱れに悩む保護者が増えている。
生徒指導面	危機(問題)意識の低さ	・ スマホ利用によるトラブルは知っているが、自分は大丈夫と考え、他人事としてとらえる傾向にある。
	ネットトラブル(課金等)の増加	・ オンラインゲームによる課金について悩む保護者が増えている。幼児期のネット利用率や小・中学生のスマホ所有率が上がっていることに合わせて、トラブルも低年齢化している。
	SNS被害・いじめの潜在化	・ インスタグラム上で被害に遭う中・高生が増加している。LINEでのいじめなど見えないところで被害が起きており、その対策が課題となる。

V 対策の方向性

1 基本的な方針

こうした現状と課題をふまえ、その解決に向けては、何よりも児童生徒自らが考え、実行することが不可欠であることから、「子どもたちが自分のこととして考え、主体的に取り組むことが大切である」と考えられる。

2 具体的な方策

基本的な方針を受け、子どもたちの主体的な取組を支援するための具体的な方策を表2に示す。

表2 具体的な方策

	方 策	内 容
1	発達段階に応じた指導資料・教材の充実	・学級や家庭で取り組みやすい資料や教材の充実を図る。学校で学んだことを家族ぐるみで学習できる機会をつくることも必要である。
2	児童生徒が主体的に取り組む場づくり	・上級生が下級生に教える、意見交流をする、ポスターや標語をつくるなど、児童生徒が自ら考えるような活動の場を用意することが有効である。
3	教師による継続的指導の必要性	・文科省等の情報モラル教材の利活用を図り、発達段階に応じた継続的な指導が有効である。
4	保護者への啓発の必要性	・家庭でのルールづくりと守らせ方の指導支援が必要である。保護者も健康被害やネットトラブルについての知識が十分でなく、手立てとなる情報を必要としている。また、危機感の低い保護者へのアプローチも重要である。

これらの具体的な方策は、「自分で考え、自分で決めて取り組む」という「徳島ならではの」主体的な取組を重視する観点から考え出されたものである。

〈参考〉主体的に取り組むための主な観点

『スマホの利用時間の目安とは？』

児童生徒が一日の生活時間の中から、「睡眠」「食事」「入浴」など生活に必要な時間を引き算し、残りの時間から大切な時間（学習、スポーツ、手伝い、家族との対話等）を勘案し、自ら導き出す時間。

『健康に留意した使い方とは？』

健康に関するデータを参考にし、長時間の継続利用を回避したり、適度に目を休めたりするなど、体にやさしい使い方を自分で決めていくこと。

VI 関連施策の展開

1 令和2年度からの取組

【 】はP10「表2 具体的な方策」の番号を示す。

①	スマートフォン等の適正な利用に関するホームページの開設 【1・2・3】	対象	児童生徒 教員 保護者
内容	<p>ホームページ上にて、児童生徒が主体的に判断するための参考となる各種エビデンスを提示した資料やリンク集を設置し、適正利用の周知・啓発を推進する。</p> <p>また、保護者を対象としたリンク先には、スマホ利用の低年齢化に対応して、小学校の早い段階から保護者が必要とする情報や、中・高等学校へと継続した保護者支援ができる啓発資料を整備する。資料等については、子どもの適正利用をサポートするために保護者が必要とする内容を精選し、「健康被害の予防」や「事件・事故の未然防止」に関する各種エビデンスや家庭のルールづくりに役立つ資料など、知識面の情報とともに親子のコミュニケーションを促進する内容にする。学校を対象としたものとして、児童生徒の話合い活動や意見交流など授業等で活用できる指導用のコンテンツを整備し、一人一台端末を活用し、児童生徒が自学教材としても活用できるようにする。</p>		
②	児童生徒が主体的に取り組む活動や課題解決策を支援するためのスターターキット教材の作成 【1・2】	対象	児童生徒 教員
内容	<p>スターターキット教材とは、活動をスタートする際に、手立てとなる資料や教材、学びのフロー図や活動の例示などをセットにしたもので、主体的な思考を導き出す思考ツールとして活用できるものである。</p> <p>例えば、「スマホとのつき合い方を考えよう」というテーマのもと、まず個人で考え、課題を見つける。その解決に向けて仲間とともに話し合い、活動を進めるという課題解決活動を支援するための情報やコンテンツである。活動を支える教員には、学びを進める手引きを提供し、児童生徒の主体的な取組をサポートできるようにする。このスターターキット教材は、ホームページ上からダウンロードできるようにして、各校へ提供する。</p>		

2 令和3年度以降の取組

【 】はP10「表2 具体的な方策」の番号を示す。

①	児童生徒の意見交流や学びの場づくり 【1・2】	対象	児童生徒 教員
内 容	<p>児童生徒が主体的にスマホ等の適正な利用について考える場として、児童生徒主体のサミットを開催する。県内から参加校を募り、リモートによる意見交流の会議を行う。</p> <p>学校内で上級生が下級生に教える場や機会づくりを啓発し、モデルとなる活動をホームページにて紹介する。</p> <p>また、学校で取り組む際の教員用支援マニュアルを作成する。</p>		
②	生活をふり返りチェックするコンテンツの作成 【1・2】	対象	児童生徒 教員
内 容	<p>自分の生活習慣をふり返り、タブレット上で自己チェックができるコンテンツを作成する。特に、自分の時間の使い方について考えることができる内容にし、依存傾向にならないように自己コントロール力の育成を支援する。そのための教員用支援マニュアルを作成する。</p>		
③	低年齢化に対応した保護者への啓発活動 【2・3】	対象	保護者
内 容	<p>低年齢化に対応した保護者向けの啓発を、就学時健康診断や入学説明会の場を利用して行い、リーフレットの配布や啓発動画の配信などを通して、適正な利用についての保護者の意識の向上を図る。また、保護者向けの研修会等を開催するなど、多くの保護者が参加できる場を設ける。</p>		

◇期待される役割 — 県民総ぐるみの取組をめざして —

児童生徒	スマートフォン等の適正利用を自分のこととして考え、解決に向けて主体的に活動しよう。
教員	児童生徒が課題解決に向けた主体的な活動ができるよう支援しよう。
保護者	児童生徒が学んだことを家庭でも共有し、家族ぐるみで適正な利用に取り組もう。
教育委員会	児童生徒の主体的な取組を支援するための施策を展開しよう。

令和2年度 スマートフォン等の適正な利用推進協議会 概要

現状・課題

- 依存傾向
- 視力低下・生活習慣の乱れ
- 低年齢化
- ネットトラブル（課金等）の増加
- 被害・いじめの潜在化
- 危機意識の低さ

基本方針

子どもたちが、スマートフォン等の適正利用を自分のこととして考え、主体的に取り組むことが大切である。

対策の方向性

- 発達段階に応じた教材・啓発資料が必要
- 保護者への啓発が必要
- 児童生徒が主体的に取り組む場づくり
- 教員による継続的指導が必要

具体的方策の提案

第1分科会（健康面）

- 実態調査の有効活用
- 児童生徒の意見交流・学びの場づくり
・ ワークショップやサミットの開催 など
- 生活を振り返りチェックする仕組みの構築
・ 時間の使い方など自らチェックできるツールの開発 など
- 指導教材の整備・活用促進
・ 既存の指導資料等のバージョンアップ など
- 保護者への啓発活動の工夫

第2分科会（生徒指導面）

- 児童生徒の自主的活動の促進
・ 行事（スマホサミット等）や組織の創出
・ 下級生への指導の機会づくり など
- 教員の指導支援
・ 児童生徒が主体的に考え、取り組むためのスターターキット教材の作成 など
- 児童生徒への指導、保護者への啓発の充実
・ 幼児期から家族で一緒に考え、学ぶ場づくり など

徳島ならではの主な観点

『スマホの利用時間の目安とは？』

児童生徒が一日の生活時間の中から、「睡眠」「食事」「入浴」など生活に必要な時間を引き算し、残りの時間から大切な時間（学習、スポーツ、お手伝い、家族との対話等）を勘案し、自ら導き出す時間。

『健康に留意した使い方とは？』

健康に関するデータを参考にし、長時間続けての利用を回避したり、適度に目を休めたりするなど、体にやさしい使い方を自分で決めて、実行していくこと。

今後の取組

令和2年度

- ①「スマートフォン等の適正な利用」に関する**ホームページ開設**
→子どもたちの主体的な判断の参考となる各種エビデンスの提示
- ②児童生徒が主体的に取り組むため、課題解決への道筋を支援するための**スターターキット教材の作成**

令和3年度以降

- ①児童生徒の意見交流・学びの場づくり（オンラインによるサミット開催等）
- ②スマホの使い方を自らチェックできる学習コンテンツの作成
- ③低年齢化に対応した保護者への啓発活動

スマートフォン等の適正な利用推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒が、スマートフォン等の適正な利用に向けて主体的な取組ができるよう、健康面・生徒指導面から支援するため医療や法律、教育相談等の専門家からなる「スマートフォン等の適正な利用推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、児童生徒のスマートフォン等の適正な利用に向けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康被害の防止等の支援に関すること。
- (2) 事件・事故の未然防止等の支援に関すること。
- (3) その他、必要となる施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第4条 協議内容を実践的かつ効果的なものとするため、協議会に第1分科会（健康面）、第2分科会（生徒指導面）の2つの分科会を置く。

- 2 分科会は、別表2・3に掲げる者をもって構成する。
- 3 分科会に座長をそれぞれ1人置き、第3条2項の会長と副会長をもって充てる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、事務局（教育政策課、体育学校安全課、人権教育課）において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び分科会の運営等に関し必要な事項は、事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

委員名簿

スマートフォン等の適正な利用推進協議会

	所属	職	氏名	
1	国立大学法人 鳴門教育大学	特命教授	阪根 健二	(座長)
2	徳島県 医師会	常任理事	田山 正伸	
3	徳島市 千松小学校	養護教諭	森東 美和	
4	徳島県立 中央病院	臨床心理士	海面 敬	
5	国立大学法人 徳島大学	教授	金西 計英	(副座長)
6	学校法人 四国大学	教授	奥村 英樹	
7	徳島県警察本部生活安全部 生活環境課	指導官	溝杭 昭	
8	徳島市 城東中学校	P T A役員	大家 智子	
9	徳島 弁護士会	弁護士	真鍋 直敬	
10	徳島市 加茂名中学校	校長	笠井 洋	
11	徳島県教育委員会 事務局	教育次長	藤田 完	

第1分科会（健康面）

	所属	職	氏名
1	国立大学法人 鳴門教育大学	特命教授	阪根 健二
2	徳島県医師会	常任理事	田山 正伸
3	徳島市 千松小学校	養護教諭	森東 美和
4	徳島県立 中央病院	臨床心理士	海面 敬
5	国立大学法人 徳島大学	教授	金西 計英
6	徳島県 P T A連合会	副会長	上野 弘一朗
7	藍里病院	副院長	吉田 精次
8	阿南保健所	所長	佐藤 純子
9	徳島市 八万小学校	教諭	栗本 有加里
10	徳島県立 みなと高等学園	養護教諭	笠井 悦子

第2分科会（生徒指導面）

	所属	職	氏名
1	学校法人 四国大学	教授	奥村 英樹
2	徳島県警察本部 生活安全部生活環境課	指導官	溝杭 昭
3	徳島市 城東中学校	P T A役員	大家 智子
4	徳島弁護士会	弁護士	真鍋 直敬
5	徳島市 加茂名中学校	校長	笠井 洋
6	国立大学法人 鳴門教育大学	教授	葛西 真記子
7	四国大学ネットパト ロールボランティア	ネットウォ ッチャー	原田 玲奈
8	徳島県警察本部 生活安全部 少年女性安全対策課	所長補佐	楠 悦子
9	株式会社 アールジェイ	代表取締役	石田 淳一
10	徳島県立徳島科 学技術高等学校	教諭	切原 宏和